

平成30年第2回睦沢町議会臨時会会議録

平成30年4月26日（木）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
教育長	今井富雄	教育課長	白井住三子
教育課主幹 （指導主事）	久我英治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村幸夫	書記	内山裕介
書記	麻生健介		

議 事 日 程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 承認第 1 号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

日程第 4 承認第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承
認を求めることについて

日程第 5 承認第 3 号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるこ
とについて

日程第 6 議案第 1 号 平成 3 0 年度睦沢町一般会計補正予算（第 1 号）

（町長の提案理由説明・質疑・討論・採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日8時30分から開催されました。

内容について、中村 勇委員長から報告があります。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日午前8時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました平成30年第2回睦沢町議会臨時会に係る日程等についての協議であります。

協議の内容について、お手元に配付の日程によりご説明申し上げます。

提出議案などにつきましては、専決処分の承認3件と議案1件であります。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原　武君）　本日は、平成30年第2回睦沢町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平成30年度早々の臨時会ではございますが、事務事業執行を少しでも早く進捗させるべく、努力をしたいと考えておりますことから、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、野山の新緑と町の花サツキが咲きそろそろ季節は清明から穀雨となり、田畑の耕作に最もよいころとなりました。しかしながら、日により寒暖の差もあり、日ごろの健康管理には十分ご留意いただきたいと存じます。

本会の議案でございますが、睦沢町税条例の一部を改正する条例と、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、重度心身障害者（児）の医療費助成に関する一部改正の専決処分の承認、睦沢町一般会計補正予算（第1号）であります。慎重審議の上、原案どおりご承認をいただきたくお願いを申し上げます。

次に、総務課所管の行政報告として、本町と埼玉県越生町との相互交流協定の調定を、4月18日に新井雄啓越生町長に睦沢町においていただき締結をいたしました。越生町は、本庁との共通点も多く、産業、教育、防災などの交流を、職員、町民同士が行いながら、両町の将来によりよい効果を得たいと考えます。まずは、5月に農業委員、7月に越生まつりでの交流が予定されておりますが、越生町からは議会の交流も提案されておりますので、今後ご検討をいただければと存じます。

以上、行政報告を申し上げます。よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君）　これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名をいたします。

1 番、丸山克雄議員、2 番、久我眞澄議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日とすることに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成30年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

主な改正は、個人町民税の非課税の要件の引き上げ、製造たばこの区分を創設し、加熱式たばこについて、製造たばことみなすこととする改正などです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして承認第1号の主な改正内容についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

では、審議資料の1ページをお開き願いたいと思います。

審議資料の1ページの主な改正内容に沿ってご説明申し上げます。

まず、個人町民税関係でございますが、3ページをお開き願いたいと思います。

条例第24条第1項第2号の改正で、給料等の控除額が10万円減額されたことに伴い、前年度合計所得金額の上限を10万円引き上げ、125万円から135万円と改正するものです。施行日は平成33年1月1日からとなります。

続きまして、条例24条の第2項の改正では、控除対象配偶者を同一生計配偶者と定義の変更による改正、及び均等割非課税限度額を前項と同様10万円引き上げるもので、施行日は、同一生計配偶者の改定は平成31年1月1日から、限度額の改正は平成33年1月1日から施行となります。

続きまして、個人住民税の所得控除の関係でございますが、条例34条の2では、所得税控除を受けられる前年の合計所得金額の上限を2,500万円とする所得要件を創設するものでございます。

続きまして4ページをお開き願いたいと思います。

34条の6の調整控除についても同様の所得要件を創設するものでございます。両条例とも、平成33年1月1日からの施行となります。

続きまして、たばこ税関係ですけれども、15ページをお開き願いたいと思います。

条例第92条では、製造たばこの区分を創設し、加熱たばこを新たに加えるものを改正するものです。

続きまして16ページをお開き願いたいと思います。

条例第93条の2及び94条では、加熱たばこに係る紙巻きたばこへの本数の換算方法についての規定をするものでございます。施行日は平成30年10月1日から施行し、34ページ以降の第2条から第5条の規定において、平成34年10月1日まで、5年間をかけて一般たばこ並みに段階的に移行する規定に改正するものでございます。

続きまして19ページをお開き願いたいと思います。

95条では、たばこ税の改正を平成30年10月1日より改正し、第3条及び第4条で、平成33年10月1日まで、国・県合わせて1本1円ずつ3段階で3円改正するものです。最終的には1箱20本入りたばこで60円引き上げられます。

また、44ページで平成27年度改正において、旧3級品たばこを平成31年3月31日からの税率を平成31年9月31日までに延期する改正をするものです。

続きまして、固定資産税関係でございますけれども、23ページをお開き願いたいと思います。

附則10条の2では生産性向上特別法の規定により、国の同意を受けた市町村計画に基づき、中小企業の設備投資について、固定資産税を平成30年度から32年度までに限りゼロとする規定を追加します。

続きまして26ページをお開きください。

附則10条の3、12項では、特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行うものについて、建築物移動等円滑化優良基準に適合された改修工事を行った場合、固定資産税を平成32年3月31日までに限り3分の1減額する改正を行いました。

28ページをお開き願います。

28ページ以降の附則11条、11条の2及び12条、13条においては、固定資産税関係の特別措置を現行の仕組みを平成30年度から32年度まで3年間延長する改正を行いました。

その他は、関係法令の改正に伴う条項等の整備でございます。

以上で、承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に、私もたびたび言っておりますけれども、説明資料で40ページにわたる字句及び金額の変更がある専決処分への議員の態度をどうするかということについて、こういう大事な議案でありますから、やはりこれは今渡されて、どうだこれでいいのか悪いのかと、これはやはり議会のあり方、議員の調査権限、それからこれをどういうふうに見るべきかということについては、非常に私は余りにも乱暴というか、拙速過ぎると思います。事前にこういう数字、ぱっとわかるものならいいですよ、数字のあるものについて

は、事前にこういうことだということでお渡ししたいなと、一応意見として申し上げたいと思います。

それで質問に入りますが、これは全体としては負担の軽減になる内容だと、たばこのほうは上がりますけれども、なると思いますが、ちょっと今ぱつと早口で言ったのでわからないんですが、10万円のところの問題ですが、この事前に何とかですから10万円のうんぬんと言った、その事前がぐじゅぐじゅ言ってわからないので、そこでもう一度詳しく教えてください。

それともう一つ、2,500万円以下という、この金額はどこから出てきたんですか。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 10万円の関係ですけれども、給与控除等の関係が33年のほうから10万円減額、一般的に65万円というのが55万円になります。そのかわりに基礎控除が、今33万円が43万円ということで、先程の合計所得金額について10万円を上げるということでございます。

○議長（市原重光君） 2,500万。

○税務住民課長（田邊浩一君） 2,500万円の関係でございますけれども、地方税法の改正に伴いまして、地方税法のほうで2,500万円という課税がされておりますので、地方税法の改正に準じて2,500万円という規定をさせていただきました。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この2,500万円の所得、かなり私は高額の所得の方だと思いますが、これは睦沢町にとってはどの位対象になるんですか。具体的なこれの効果を得られるという方は。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 今ちょっと手元に詳細の資料がございませんけれども、昨年ですとデラゲーの関係の方がいたと思うんですけれども、それ以外については2,500万円以上の所得の関係者は、ちょっと私の記憶の中ではないような気がいたします。

○議長（市原重光君） 他に。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第4、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成30年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

本改正は、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の基準額を見直すものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） それでは、命によりまして承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部改正について、主な内容についてご説明申し上げます。

審議資料45ページをお開き願いたいと思います。

主な内容につきましてご説明いたします。

まず、46ページからの現行の第2条第1項には基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護保険給付金課税額を列挙させておりますが、これを号立てにしたものでございます。また、今までは町特別会計から後期高齢者支援金、介護給付金を支出しておりましたが、国保の広域化により、県の特別会計から直接支出されることになります。

第2号、第3号では、町が県に納付するための町の課税、またはこの費用にすることを規定するものです。

次に、第2項では、保険税の賦課限度額を引き上げるもので、医療分の基礎賦課額を54万円から58万円に引き上げるものです。

次に、48ページをお開き願いたいと思います。

国民健康保険税の減額、第21条です。第2条第2項の高所得者の賦課限度額の引き上げを説明いたしましたが、併せて世帯の所得が一定水準以下の場合、税の軽減判定所得基準の改正を行い、税の軽減を図るものです。

49ページになりますが、第2号は、5割軽減の要件を規定しております。合計所得額33万円に被保険者1人27万円を加算した額を、この基準額を27万円を27万5,000円に改正するものです。

次に50ページ、第3号は、2割軽減の要件を規定したもので、合計所得額33万円に被保険者1人49万円を加算した額、この49万円を50万円に改正するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 軽減のほうについては軽減の対象者数が現状と比較すれば増えるということになるというふうに、よろしいですね、それでね。

それで、最初は限度額の問題です。これは引き上げということで、これはすみません、ばっと見ただけなので、所得基準額、上がる対象の方の所得でしたか、これ。それを教えてく

ださい。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 4人家族の標準で考えますと、今まで54万円だと所得としましては590万円位でした。これが今度は58万円になりますと、640万円位という形で所得が増えます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 4人家族で590万円の所得の方が、今度は640万円の方が対象になるという意味ですか。

その対象も変わるわけ。ちょっとその辺教えて。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 限度額の計算をしていきますので、54万円の限度額に達する所得が588万と。今度は58万円に達する所得が640万円という形になります。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、承認第3号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に

関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第3号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が平成30年3月30日に公布、施行されたことに伴い、睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認いただくものです。

本条例は、重度心身障害者（児）またはその保護者に対し、自己負担分の医療費の助成を目的として定めております。

本条例が準拠しております、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令で定める支給決定に係る基準額、及び負担上限額の経過的措置が、今回さらに3年間延長されることに伴い、本条例の附則で定める適用の期限を、平成33年3月31日までに改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは延長するわけですが、経過措置についての内容を改めてご説明ください。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 命によりお答えさせていただきます。

今回のこの改正につきましては、重度以上の方の医療費の助成について、市町村民税の所

得割が合算した金額が23万5,000円以上の方について、対象から外れるという改正になっております。しかし、そこを附則によりまして期間を定めて延長して、その方たちも除外するのではなく対象とするということで定まっているところで、当初の設定されたときから今回で4回目の更新ということで、延長されて対象としてきているところです。

本町でどんな方が対象になっているかということになりますと、現在1名の方が対象となっておりまして、人工透析を受けていらっしゃる方が1名対象ということになっておりますので、今までと同じように継続して対象とするということになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） わかりやすく言えば、税について本来法律上はかかる部分が、特例措置というか、その延長でかからないという、簡単に言っちゃえばそういうこと。金額の問題あるけれども。そういう理解でよろしいですか。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） そのようなことでよろしいと思います。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正額は、1億1,729万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ45億4,371万円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

2款1項6目企画費につきましては、人事異動により臨時職員1名の配置が必要となったため、賃金と通勤手当を計上いたしました。

また、平成30年第1回議会定例会においてご承認いただきました、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に関する、平成29年度農林水産省所管の補助金の前倒し配分につきまして、平成30年度予算において、その分のPFI事業サービス対価を減額いたしました。

9款4項1目こども園管理費につきましては、園舎増築に係る建築確認申請時において、平成24年度に増築した園舎西側——これは年長の教室側になりますが、その倉庫が建築基準法にそぐわないものであることが判明したことから、本倉庫を撤去し、新たな倉庫について改めて建築確認申請を行い、再築するため、工事費を計上いたしました。

歳入につきましては、歳出でご説明したとおり、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る国庫補助金の前倒し配分があったため、減額をし、財政調整積立基金と教育施設整備基金の繰り入れにより、一般財源を調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 事実発覚をして訂正しますという点では、それはいいことだと思い

ますが、ただ、問題はなぜこういう事態が起きたのかということも含めて、今後のところに生かすかというところで、そこはやっぱりはっきりさせておかなきゃいけないなと思う。いいですよ、きちっとやっぱり行政ですから、問題が起きてまずければ直すというところでは、それはいいと思うんですけども、結局無駄になったわけですね、これはやっぱり。そこのところの真しな反省と改善点というところは明確にしなきゃいけないなというふうに思います。

それから、この倉庫自体が建築基準法との関係で、安全性のところでは問題がなかったのかと。色々な基準があるんだけど、児童、通う子供たちにとって、安全性で問題はなかったのかというところ、ここは非常に大事なところで、同じ誤りでもそのところに重大な誤りがあると非常に大きくなってしまうわけで、そのところは大丈夫だったのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変申し訳ございませんでした。

平成24年度に倉庫を増築したときに、より慎重に専門家の意見を聞きながら対処すべきであったということで、猛省をしているところでございます。

この24年に増築した以降に、消防署の立入検査等も受けております。そういった中で、非常口の問題が指摘されて、非常口はそのときに指摘を受けた後に、新たにつくってあるということで伺っております。

そのようなことで、具体的に何がそぐわなかったかといいますと、園舎そのものの構造がもともとは鉄骨づくり、ところが増築したところは鉄骨ではなくて木造ということで、それが耐火の関係で建築基準法にそぐわないということで、当時は小さい倉庫を作るという安易な考えだったのではないかなということで、これについては今後十分注意をさせていただきたいと思います。

ただ、今回については、これを取り壊して簡易なプレハブ等でやったほうが安く出来るのかなということも検討いたしました。建築業者と協議をした結果、割と最近つくったものである、その材料をほとんど使えるというようなことから、プレハブを新たに作るよりも、それを切り離して再築する。多少壁等の関係がありますので、多少面積等増えますけれども、そのほうが安く出来るという結論に達しましたので、今回提案をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 企画費なんですけれども、PFI事業サービス対価ということで関連して、このスマートウェルネスタウン造成地なんですけれども、今年度に入ってどんどん進むかなと思ったんですけれども、まるきり何もなされていないのはどういった理由なんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） スマートウェルネスタウンの敷地の中が何もされていないということだと思いますけれども、今設計が終わって、これから工事に入るところでございます。工事については、要求水準書とか契約書の中で、着工、現場の中で例えば基礎を打ったりなんかするというのが、7月からという決めになっております。この空いている期間については、建築確認申請のほうを確実におろしてもらうということで、今申請をしているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） いろんうわさも立っておりますので、はっきりさせたかったのでありがとうございます。

臨時雇い上げ賃金なんですけれども、ちょっと聞き漏らしたかもしれないので説明をお願いします。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） 先程町長の提案理由の中では、人事異動により臨時職員1名の配置が必要となったという説明があったと、それはお聞きになったと思うんですが、その中身につきましては、具体的に申し上げますと、まちづくり課の職員が3月末で退職をいたしました。やめるというか、その意思表示があったのが12月だったものですから、既に新規採用試験等も終わっておりましたので、今回は途中やむなく臨時職員で1年間かえさせていただきたいということから、今回の計上に至っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 何で聞いたかと申しますと、農道沿いの歩道の新設ですが、もともと用水路があって、そこがかかっていたのでパイプにさせていただいたんですけれども、パイプのコックが閉じるとあけるが反対につけられておりまして、そのままだとポンプが破裂して

しまうという、そういうことでまちづくり課さんのほうに言って立ち会いのもと直していただけるという話だったんですけれども、その後、うんでもなければすんでもなく、もう農業は始まっております。

それで、地元の人が直してくれたんですけれども、そういった言ったこともやれないぐらい忙しいから1人増やしたのかなと思ったんですけれども、正直申し上げて、こういったことも出来ないようでは、課の体制自体何か問題があるんじゃないですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程副町長が申し上げましたのは、まだ若い職員だったんですが、急に自分の夢をかなえるという中身につきましては、そういうことだったもんですから、これを認めざるを得ないなということでしたが、それこそ今お話の内容につきましては、どうも不具合が現場であったようでございます。今後とも十分気をつけさせますので、またよろしくご指導をお願いしたいと思います。すみませんでした。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 1回目なら私も何も申し上げませんが、農器具が上がれなかったとか、そういったようなこともございます。何回も今後このようにないようにしますと言っておい

てやっているんですから、いい加減にしていきたい。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。

先程の園舎の件なんですけれども、園舎の今の既存の倉庫があるためにということで、増築を落札して工事に入っているんだと思うんですけれども、そこの工期の延長に影響してくるのか。

また、350万近くの予算をとって新たに倉庫を作るというお話なんです、その工事の中の一環で請け負いさせるのか、もしくはまた予算が通った後に入札という形をとるのか、そこら辺の流れを教えてくださいたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 最初に、29年度にお願いしたものについては、こういう不具合が発見出来たということで、それについては取り壊しをして、新たに離れてつくりますという約束のもとに、従来からの増築分については認めてもらってあると。しかしながら、それが実際

に取り壊しがされないということになれば、確認が最終的におりないということの中で、現在進めさせてもらっておりますので、そういう問題では工期の延長はないというふうを考えております。

あと、この倉庫の分については、従来からの増築分の中に、変更で追加したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成30年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することと賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回睦沢町議会臨時会を閉会します。

皆さんご苦労さまでございました。

（午前 9時47分）